愛荘町工場立地法準則条例

（趣旨）

第１条　この条例は、工場立地法（昭和３４年法律第２４号。以下「法」という。）第４条の２第１項の規定に基づき、法第４条第１項の規定により公表された工場立地に関する準則(平成 10 年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省告示第１号。以下「法準則」という。)に代えて適用すべき準則(以下「町準則」という。)を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（適用区域ならびに緑地および環境施設の面積の敷地面積に対する割合）

第３条　町準則を適用する区域ならびに当該区域における緑地および環境施設それぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表に定めるとおりとする。

区域	緑地面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）	環境施設面積の敷地面積に対する割合
都市計画法（昭和４０年法律第１００条）第７条第１項の区域区分の定めのない都市計画区域のうち用途地域指定のない範囲及び都市計画区域外	１００分の１０以上	１００分の１５以上

（緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法）

第４条　工場立地法施行規則(昭和４９年農林省・大蔵省・厚生省・通商産業省運輸省令第１号)第４条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設または同条第１号トに掲げる施設と重複する土地および同令第３条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の１００分の５０の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

（他の地方公共団体の長との協議）

第５条　特定工場の敷地が本町に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、町長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

（周辺の地域への配慮）

第６条　法第６条から第８条までの規定により特定工場の新設等の届出をしようとする者は、周辺の地域の生活環境に配慮した緑地および環境施設を設置するよう努め、届出前に町長に事前協議を行う。町長は事前協議の中で、住居・商業地域と同等の環境にあっては、国準則に定める基準を求めることができる。

（委任）

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　昭和４９年６月２８日以前に設置され、または同日において設置のための工事が行われていた特定工場において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときは、第３条の規定に適合する緑地および環境施設の面積の算定は、法準則備考第１項第２号および第３号ならびに第３項の規定を準用する。この場合において、法準則備考第１項第２号中「０．２」とあるのは「０．１」と、同項第３号中「０．２５」とあるのは「０．１５」と、法準則備考第３項第１号中「０．２」とあるのは「０．１」と、同項第２号中「０．２５」とあるのは「０．１５」と読み替えるものとする。